

○印西市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成17年 3 月28日条例第 2 号

改正

平成22年 3 月17日条例第12号

印西市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

ア 事務用機器

イ 電子計算機（情報システムに係るソフトウェアを含む。）

ウ 設備及び機械器具

エ 車両

(2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約

ア 前号に規定する物品の借入に付随する保守業務

イ 庁舎その他公共の用に供する施設の清掃業務、警備業務、受付業務、電話交換業務、公用車運行管理業務及び設備の保守業務

ウ 給食に係る業務、廃棄物処理業務、情報処理業務、検針及び料金徴収業務並びに医療及び福祉業務

(3) 前 2 号に定めるもののほか、長期継続契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすおそれがあることが明らかで、市長が特に必要と認める契約

(契約の期間)

第 3 条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5 年以内とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

2 印旛村及び本埜村の編入日の前日までに、印旛村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年印旛村条例第18号）又は本埜村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年本埜村条例第 9 号）の規定により締結された契約は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年 3 月17日 条例第12号）
この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。